

令和6年第1回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

令和6年2月19日（月曜日）

議事日程第1号

令和6年2月19日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第1号から同第3号まで
- 日程第6 議案第4号から同第14号まで
- 日程第7 議案第15号から同第20号まで
- 日程第8 議案第21号から同第30号まで、同第40号及び同第41号
- 日程第9 議案第31号から同第38号まで
- 日程第10 議案第39号
- 日程第11 請願第1号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第1号から同第3号まで
- 日程第6 議案第4号から同第14号まで
- 日程第7 議案第15号から同第20号まで
- 日程第8 議案第21号から同第30号まで、同第40号及び同第41号
- 日程第9 議案第31号から同第38号まで
- 日程第10 議案第39号
- 日程第11 請願第1号

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山	人美君	4番	新保	峰孝君
5番	松尾	徹郎君	6番	伊藤	麗君
7番	田原	洋子君	8番	渡辺	栄一君
9番	加藤	康太郎君	10番	東野	恭行君
11番	保坂	悟君	12番	田中	立一君
13番	和泉	克彦君	14番	宮島	宏君
15番	中村	実君	16番	近藤	新二君
17番	古畑	浩一君	18番	田原	実君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市	長	米田	徹君	副	市	長	井川	賢一君
総務部	長	渡辺	孝志君	市民部	長	小林	正広君	
産業部	長	大嶋	利幸君	総務課	長	渡辺	忍君	
企画定住課	長	中村	淳一君	財政課	長	山口	和美君	
能生事務所	長	高野	一夫君	青海事務所	長	猪又	悦朗君	
市民課	長	川合	三喜八君	環境生活課	長	木島	美和子君	
福祉事務所	長	磯貝	恭子君	健康増進課	長	池田	隆君	
商工観光課	長	大西	学君	農林水産課	長	星野	剛正君	
建設課	長	長崎	英昭君	都市政策課	長	五十嵐	博文君	
会計管理者		山田	康弘君	ガス水道局	長	樋口	昭人君	
会計課	長兼務	竹田	健一君	教育	長	鶴本	修一君	
消防	長	磯野	豊君	教育委員会	こども課	長	嶋田	猛君
教育	次長	古川	勝哉君	教育委員会	生涯学習課	長	山本	喜八郎君
教育委員会	こども教育課	長		中央公民館	長兼務			
教育委員会	文化振興課	長		市民図書館	長兼務			
歴史民俗資料館	長兼務	嵐口	守君	監査委員	事務局	長	山川	直樹君
長者ヶ原考古館	長兼務							
市民会館	長兼務							

〈事務局出席職員〉

局	長	松木	靖君	次	長	磯貝	直君
---	---	----	----	---	---	----	----

係 長 水 島 誠 仁 君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより、令和6年第1回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、10番、東野恭行議員、18番、田原 実議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、本年1月1日に発生しました能登半島地震において、当市においても多くの家屋及び公共施設が損傷しました。

被災された皆様に対し、衷心よりお見舞い申し上げます。

また、多くの方々がお亡くなりになり、発災後、災害関連でお亡くなりになられた方、また、いまだに行方不明の方もおられます。一日も早い復旧・復興をお祈りいたしますとともに、犠牲になられた方々に対し、改めまして、黙禱をささげたいと思います。

皆様、ご起立ください。

黙禱。

〔黙 禱〕

○議長（松尾徹郎君）

黙禱を終わります。

ご着席ください。

日程第2．会期の決定

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る2月9日に、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

宮島 宏議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

おはようございます。

2月9日に議会運営委員会が開催されましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました第1回市議会定例会に提出された議案は、お手元の配付の議案書のとおり、専決処分の承認が3件、条例の制定及び一部改正が23件、令和6年度の当初予算が11件、令和5年度補正予算が3件、その他が1件、人事案件が1件の合計42件であります。

このうち議案第1号から第3号までの専決処分の承認につきましては本定例会初日に、また、議案第42号、教育委員会委員の任命の人事案件につきましては最終日に、それぞれ委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくこととしております。

このほか、議案第4号から同14号までの令和6年度の当初予算案につきましては、申合せのとおり、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会の設置をした上でご審査いただくこととし、その他の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、ご審査いただくことで、委員会の一致を見ております。

なお、予算審査の進め方については、昨年度までは、新型コロナウイルス感染症の対策のため、課ごとに審査いただいておりますが、今年度は、コロナ禍前と同様に款ごとに審査をしていただくこととしております。

定例会の会期につきましては、2月19日から3月15日までの26日間とし、日程につきましては、お手元配付の日程表のとおりであります。

委員長報告につきましては、総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長から閉会中の所管事項の調査について、その経過を報告したい旨の申出がありましたので、本日の日程事項としております。

続きまして、議会運営についてであります。ハラスメント防止対策については、市議会議員18人と市職員978人を対象として実施させていただきましたハラスメントアンケートの結果について、各委員からご意見をいただいております。

委員からは、次のようなご意見がありました。

市職員の回答率が非常に低く、残念であった。市職員の回答率の低さは、全職員を対象としたことが、日頃から議員と接する機会のほとんどない職員がいたためではないか。次回のアンケートの場合は、例えば部・課長に限るなど、職員の役職を絞ったものにしたらどうか。全職員から見れば回答者数が少ないかもしれないが、議員が接触する職員は、役付の人が多くことを考慮すると、回答者の21%がハラスメントを受けたとあるのは、それなりの割合と受け止めるべきであると。自由記述欄は、今回は設けることを検討すべき。時代とともに、その常識というものは変わってくるし、議会の中のこれぐらいは許されるとか、これは駄目だよというものが、やっぱり変わってくると思う。時代とともに、感情ではなくて論理的に、普通に話す中で相手を説得するようになっていくだろう。

以上が、アンケートについての委員の意見です。

今回のアンケート結果を踏まえて、再検討を行ったハラスメント防止条例案を議会運営委員会の

各委員に事前に配付し、その内容について、22日の委員会で検討することとしております。

次に、会議規則及び委員会条例の改正については、主に地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うもので、改正内容等について、説明を受けております。

この件につきましては、22日の議会運営委員会で引き続き協議することとしております。

次に、能登半島地震の義援金の依頼文書が、全国市議会議長会と北信越市議会議長会から連名で来ておりますが、本市議会議員が義援金を支出した場合、自分の選挙区内に寄附されるとみなされることが考えられるとの報告を受け、了承したところであります。

糸魚川市都市交流協会役員の改選期となり、横山議員を引き続き選任しております。

ほかにも議論が交わされておりますが、特段報告することはありません。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

おはようございます。

それでは、ただいまの議会運営委員会委員長の委員会報告なんですが、第1点目が、このハラスメント防止条例に関して。これまでも傍聴議員として発言しても、ほとんど2分以内ですからね、こうしゃべることができませんので、この本会議場の中でいろいろご指摘なり、ご提言とかさせていただいたところでありますが、ハラスメントの条例を作成するに当たり、近々では、新潟日報の1面、また、糸魚川タイムス等にも掲載されて、やっぱり入ってくるのは、糸魚川市議会ってハラスメントが横行してるんですねということですね。だから、先進的な取組をしようとする割には、イメージが非常に悪いということですね。これもやっぱり気をつけていかななくてはいけないことだろうと思うし、ハラスメント防止条例をつくるに当たっては、やっぱり議会基本条例でありますとか、倫理規定でありますとか。今までこういった問題に関しまして、議員の問題行動や、やっぱりその発言につきましては、いろいろな制約をつけて、問題があった場合は、これはちゃんと罰則もつけて、やっぱり倫理委員会も含めて、それを管理するような仕組みでつくり上げてきたんですが、それに輪をかけて、なおかつ条例化しようとする考え方はどうなのか。これも問いかけてきましたよね。

それから、条例化するに当たって、先行してきた倫理規定でありますとか基本条例との兼ね合いをどうするのか。だから、屋上屋を重ねると、幾つも幾つも規約ばかりつくって、全然守れない前例もありますけど、そういう守れないことをたくさんつくっていつてしまうことになりはしないかということを今までも指摘してきましたよね。

このハラスメント防止条例には、ハラスメントを抑止できるだけの、何ていいんでしょうか、罰則規定でありますとか、そういうものをつけていくおつもりなんですか。まずは、そこをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

ご質問いただき、ありがとうございます。これまでも古畑議員からは、傍聴議員として、いろいろご提言いただいているところでございます。それを議会運営委員会委員は、それぞれ聞いています。今、ご指摘の件につきましては、前回、2月9日の議会運営委員会では、特段議論はされておられません。

ただ、これまでも、そういった問題点は、議会運営委員会ですと協議されてきてまして、屋上屋を重ねるような条例にはしないということは、議会運営委員会委員の中で共通した認識になっているものであります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

屋上屋を重ねるようなことはしないようにしようね、そこだけは確認した。じゃあ具体的にはどうするんですかという。もちろん、議長も中心になって、この議会基本条例というのはつくられてる。そのときもこうした倫理規定、特に議員の兼業の問題ですとか、こういったことははっきりすべきだと。

また、議員バッジを使って行政に圧力をかけるようなまねは、やっぱりまずいと。特にあっせん利得罪ですとかね、そういったこともなくしましょうということもやってきました。

さらに、問題発言につきましてはね、これもやっぱり議運のメンバーの皆さんには、特に理解してほしいんですが、通常の本会議の場合、これは議長に発言の許可をもらって発言してます。問題発言があるときは、やはり議長並びに同僚の議員から、それはおかしいと。こういったことに関しましては注意するよというので、これを議事整理権と言います。その中において、陳謝、発言の訂正・削除、そういったことが行われてます。

では、委員会の場合はどうなのかということになりますが、委員会の場合は、今度は委員長に発言の許可を得て、その発言の中で、たとえ行き過ぎたものがあつたり感情的になったりしたとしても、委員長なり議長なりがそれを認めて、しっかりと論議の範疇であるという判断の中で、その論議を継続させます。すると、そこで発言が成立するんですよ。だから、これも委員長の議事整理権ということになります。

要するに、その中においては、必ずパワハラだとかセクハラだとかといったハラスメント系の問題は、その場で解決するよというのが、これまでの議会の中で行ってきたことです。ここ昨今は、やたらハラスメントをブームといいましょうか、何かすればすぐパワハラ、何かすればすぐセクハラ、そういうこと自体もモラハラじゃないかというふうに言われています。だから、何でもかんでもハラスメントと言うと、議員の持つてる独自の発言権ですとか、また、何ていいましょうかね、泡を飛ばしていくような熱い議論でありますとか、そういったことを阻害しかねないと言って

おります。

また、議場の中において、やじっても退場しないのは、議員だけであります。これを、要するに不規則発言というふうに言うんですけれども、要するに今の国会を見てもそうですが、やじがやかましいというのは大変ありますが、その中において答弁をする、質問をするという中において、やはり議員にとっても、ある程度認められた権利であります。だから、何もかも、あれも駄目これも駄目と言うと、一番簡単なのは、議員が発言しないことです。発言しなければ何の問題もないです。

ただ、私は本当に議会ラブですからね。議員というものは、やっぱり熱い議論を交わして、やっぱりより市政とかいうものを、政策をよく理解して、市長をはじめ、部・課長の皆さんともやっぱり自分の思いを分かるまで真剣に話し合う。今の部・課長は大変優しいですけど、昔は言い返してくる課長さんたちは、もうたくさんいましたしね。言葉尻を捉えるようなこともたくさん、過去ありましたが、その都度、議長なり委員長なりが制していただいたと。

それで、もう前から言ってますけど、その数の論理ばかり覚えてしまって、経験もないまま委員長だとかそういう議会の役職に就いてしまうと、そこを中立的に見て、仲裁に入るとか制するとかということができなくなってくるんですね、自分の判断の中で。この場合、どうしてしまえばいいんだらうか。そのうちに、どんどん委員会や会議が進んでいくと。後になって、あの発言は問題じゃないか、あの問題はパワハラじゃないかとなるんですね。そう思ったら、その場で止めなければ駄目なんだ。

よくバレーボールやバスケットの試合のように言いますが、試合が全部成立した後に言っても、それは全然効果がないことなんです。だからこのハラスメント条例は、どうやってその効果を出すのか。ハラスメントありました。議員に対してもあります。議員同士もありますと、これだけ回答来たの、ただ実数把握だけで終わるつもりですか。だから記述式に書きなさいと言ってるじゃないですか。ハラスメントだというふうに指摘された議員にしてみたって、私もそうですが、多分、全く認識はないですよ。何がハラスメントになるのかどうなのか、全く分からない。そのまんまにしとくから、また続いていくのだらうと思いますよ。だから、そういったことにしたって、しっかりと検討すべきじゃないでしょうか。

だから、仏作って魂入れずみたいな条例案をつくったって駄目だと言ってるんです。つくるならつくるなりきにやるべきだと思うし、また、傍聴議員として休憩中に発言させてもらったが、こういった問題は全員協議会で、議員全体の意見を聞くべきだと申し上げました。今の報告では、全くないですね。ということは、議会運営委員会のメンバーからは、その必要はあるのかなのか全く分かりません。

でも、一人会派の意見も聴くのも議会運営としての大事な仕事ですよ。それを全く無視して進めるつもりなんじゃないでしょうか。

また、今回の条例案につきましては、3月議会に成立するようなことが新聞に書かれてありましたけど、これどういう日程になってるんですか。その日程につきましても、今の委員長報告の中にもありませんでしたよね。あなた独断で決めるつもりですか。こういうのは、よっぽど協議してやらないと駄目な問題だと言ってるでしょう。その辺についてどのようにお考えですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番(宮島 宏君)

ただいまの古畑議員のご意見・ご質問、2月9日の議会運営委員会で協議された部分についてお答えいたします。

まず、古畑議員からありました、やじ等の不規則発言。もう一つは、不穏当発言というのがございます。不規則発言、不穏当発言は、全然別個のものです。これについては、2月9日の議会運営委員会では、特に協議されておりません。

それから、いわゆるハラスメント・ハラスメント、ハラスメントを殊さらに取り上げて、それが、いわゆるハラスメントになっている。そういったご指摘もありまして、これは2月の9日の議会運営委員会では協議の対象になっていませんけれども、ハラスメント防止条例の案を検討していくこれまでの過程の中では、ハラスメントというのはいろいろあるということは、議会運営委員会の中でいろいろと紹介して、こんなものもハラスメントになるのか、これもハラスメント、そういった学習をこれまで積み重ねてきまして、現在の条例案の制定に向けて頑張っているところであります。

それからハラスメントというのは、現場ですぐ指摘しなげりゃいけない。それは、基本中の基本だと思えますけれども、終わった後、じゃあどうするのかというようなご質問が今ありました。これは今までの条例案の検討の中で出ております。今までの条例案も、前のバージョンになりますけれども、既に議員各位にはお示ししているかと思えます。その条文を見ていただきますと、事後のハラスメントの対応についても、その文案には、今、盛り込んでおります。22日に再度、その文案について協議することになっておりますけれども、その文案の中にも載っております。

それから、スケジュール、3月議会に議員発議でというようなことが新聞報道にあって、それは宮島の独断ではないかというご指摘ありましたけれども、そうではありません。

これは、2月9日の議会運営委員会では、その協議はしてませんが、これまでの議会運営委員会の中で、そのタイムスケジュールをきちんと明示して進めていこうじゃないかという委員からのご提言に基づいて全員の一致を見て、3月の本定例会で、議員発議ということになっているわけです。

それから休憩中でありましたけれども、古畑議員から、非常に重要なお提言をいただいております。そういったものも、休憩中ということで、私のほうからこの場ではご紹介しませんでしたけれども、議員の中で、休憩中のその発言も傾聴すべきものじゃないかというような趣旨のことがありまして、私自身もそのように今考えてる次第です。

ただ、22日の議運で、またさらにその件については、考えていこうというふうになるかと思えます。

以上です。

〔「全員協議会について」と呼ぶ者あり〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(松尾徹郎君)

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番(宮島 宏君)

古畑議員の休憩中の提言というのは、議会運営委員会だけでなく全員協議会を経て、いろんな

ご意見を集約して、その上で条例をつくったらいいんじゃないかというご提言でしたよね。それを委員、聞いてますので、そういう方向で今、できるかどうか検討してるところです。

それから、日取りなどもかなりタイトな中で、どういったとこで、それが可能かどうか。そういったことも含めて、今検討しているところです。

ただ、今日の報告は、あくまでも2月9日の協議の内容についてのご報告でありましたので、そういった部分は紹介できない内容でしたので、先ほどの私の報告にはなかったわけです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

タイトな日程で、また迫ってること、また、前回の議会運営委員会で話し合った内容のことしか言えないというなら、それでもいいんですけど、だけど、誰がどういうふうにして、この条文をつくって、どのように協議して、どのように議員全員の意見を聴いて、そして、意見交流を図った中で可能であるならば、3月議会最終日の中において議員発議で上程したいと、これが普通でしょう。3月議会に上程して、最終日の議員発議で可決することがもう、いわゆる尻が決まって、それに向かってやってるだけじゃないですか。議論の深まりを感じませんね、まるつきり。

それから、現行法であったって問題発言のときは、やっぱり修正や訂正、さらに陳謝、問責決議、それから議員辞職勧告等、様々な規定があります。

結局、それでも不足なのかというところがやっぱり分かりません。今の時流に乗って、すぐハラスメントに関する条例をつくればいいというんじゃないで、つくらざるを得ない理由だとか、それをつくったことによって何が啓発活動になるのか。また、条例という限りは、それを守らなかったらどうなるのかまでちゃんと検討してくださいと言ってるでしょう。それをやらないで、最終日に可決だとか上程の問題だとか、全員協議会だってやるかやらないかも分からない。議員の個々の意識の中に全くそれが浸透しないまま条例つくたって、そらね、宮島委員長、何にもパフォーマンスだけで身になってないじゃないですか。

また、一般論的なハラスメントなのか、議会議員としてのハラスメントなのか、やっぱり議会の議員の言論の府であるこの中において、手かせ足かせを作ることが、それが正しいのか。それが駄目な場合のために、議長や委員長がいるんでしょう。やっぱりそういう教育をしていくべきです。条例というよりも、やっぱり議員個々の素質を上げるべきだと私は思いますよ。

それにあと、3月議会にこだわる必要はないんじゃないですか。そんなに急いでつくらなくたって、6月だって12月だっていいでしょう。我々の残った任期の中で成立させればいい問題ではないかなと思います。

それからもう一つ、私は今回、昨今の、いわゆる少子化状態における少子高齢化、人口減、いろんな問題で深く、糸魚川市の中においても、今後やっぱり生産年齢の人口が半減するんじゃないのかというふうなこともやっぱりささやかれている。

そこで、特別委員会をつくるべきだということを、特別委員会設置案と一緒に代表者会議の中に提出し、なおかつ議会運営委員会が開かれる前日に、事務局を通じて、これを取り上げてくれるだろうと思うけども、ちゃんと委員長のほうに確認しておいてくださいということをやったけど、な

しのつづて。委員会でも全く、論議にもなりやしない。委員会を設置するときは、保坂議員のほうからアドバイスをいただきました。古畑さん、これ本当につくりたいなら一人会派のほうで発議にして、発議願ということで議会運営委員会へ出したらいかがでしょうかとやってる。でも本当なら、この問題は大事な話なんで、議会運営委員会の中で話し合っって、やっぱり発議として提出しようという格好になってほしかったです。ハラスメント防止条例よりも、先にやらなくちゃいけない糸魚川市の課題というものを十分に考えてほしい。確かにハラスメント条例をつくれれば、注目にも値するし、話題にもなるでしょう。だけど、そんなパフォーマンスよりも今、糸魚川市が直面している問題に対して、議員としてやるべきことを優先してやるべきだと思うんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

お答えいたします。

古畑議員から、議会運営委員会で進めているハラスメント防止条例が、議会運営委員会だけで進めているんじゃないかというご指摘がございました。私よりはるかにキャリアのある古畑議員に申し上げるのは大変僭越なんですけれども、さらに古畑議員は、私の前の議会運営委員長でありますよね。議会運営委員会に出てきている委員は、各会派を代表して出てきていただいと私は思っています。ですから、各会派に持ち帰って、各会派の議員の意見を十分集約して、その結果を議会運営委員会で述べていただけてるものと思っております。一人会派の方々も同様に、そういった手続を経て、例えば古畑議員は、現在は議会運営委員会の委員ではございませんけれども、一人会派から選出されている議会運営委員会の委員からの情報提供、それから意見をそういった委員に提供することは十分可能なわけです。そういった意見を持ち寄って、今、議員たちはこんなふうに考えてる。それを協議するのが、議会運営委員会ではないかと思えます。ですから、決して議会運営委員会委員だけで進めているわけではないということは、間違いのないところだと思います。

それから、後段、古畑議員が、12月の予算審査特別委員会の正副を決めるときに、決めるという案を考るときに代表者会議を開催しました。その会の最後に、古畑議員がA4の紙をお配りになって、私はこんなことを考えてますということを話したというのは、私も記憶しております。その紙も、私、保存しています。その後、例えばそれを議会運営委員会で審議する必要があるれば、古畑議員ご承知の所定の手続、議会というのは所定の手続にのっってやってるものと私はこの3年間で、わずかな勉強ですけどもいろいろと教えていただきました。こういった手続にのっって、議会運営委員会に上がってくれば、当然それは審議の対象になってたと思うんですけども、残念ながらそういった手続がされずに2月9日の議会運営委員会を迎えてしまったということでもあります。ですから、議会運営委員会に、まな板の上に乗ってこなかったというのは、そういった経緯があったということをご承知おきください。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの26日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの26日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

### 日程第3．行政報告

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、行政報告について、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

令和6年第1回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、新年度の市政運営の基本となります令和6年度予算をはじめ、条例改正や補正予算など、42件の議案についてご審議をお願いいたしたいものでありますが、この機会に2点についてご報告申し上げます。

初めに、能登半島地震についてご報告申し上げます。

1月1日に発生いたしました能登半島地震により被災された全ての皆様に、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

これまでもご報告しておりますが、当市においても造成ブロックの倒壊や家屋の損壊、液状化現象等の被害があり、建物被害は570棟を超えております。このような状況から、支援の拡充について、2月1日と16日に内閣府をはじめ総務省、国土交通省等に市独自の緊急要望を行ってまいりました。引き続き、被災された方や地域の皆様の声を聴きながら、関係機関と調整を図ってまいりますので、皆様からのご理解も、またご協力をよろしくお願い申し上げます。

2点目に、令和5年度、国の補正予算の内示状況についてご報告申し上げます。

昨年11月29日に成立した国の補正予算で、当市に関連する事業の内示状況をお手元に配付い

たしましたので、ご覧願います。

市営事業では5件、事業費約9,100万円であり、主なものは、農道橋定期点検や消雪パイプ散水管更新、ガス・上下水道の事業の官民連携導入検討事業委託となっております。

県営事業では6件、事業費約6億1,800万円であり、主なものは、圃場整備やため池の耐震化、農道橋の耐震補強となっております。

国の直轄事業は7件で、糸魚川市を含めた事業費は約10億300万円であり、主なものは、法面对策や海岸擁壁補修となっております。

これらを合計いたしますと18件、約17億1,300万円となり、市営事業については、令和6年度への繰越事業となりますが、速やかに事業着手してまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては資料のとおりであります。今後、採択の段階で事業費の返還がある場合もございますので、ご承知願います。

以上2点について、ご報告を申し上げます。

議会並びに議員の皆様から、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

これで行政報告は終わりました。

日程第4．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、閉会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、去る1月29日と2月7日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容についてご報告いたします。

まず、1月29日の委員会について、能登半島地震への対応についての調査では、被害の大きかった糸魚川市教育相談センター及び糸魚川地域の京ヶ峰区、中央区の現地調査を実施した後、市内の被災状況について調査を行っております。

委員より、被災された方への補助制度の周知や地震により住めなくなった方への支援に関する質疑に対し、担当より、1月26日現在、550軒の家屋を調査したが、外観だけではなかなか判断できない部分もある。引き続き、2次調査の実施と周知に努めると答弁がありました。

委員より、防災ハンドブック2023の早急な見直しを問う質疑に対し、担当より、大本の計画

は、糸魚川市地域防災計画であり、この見直しに当たり、時間をかけて完全なものにする部分と、早急に変更し、周知する部分を分けて対応を進めたいと考えている。また、防災ハンドブック2023については、すぐ全面改良し、配るとするのは難しいが、今回、課題となったことについては、広報やホームページなどで発信していきたいと答弁がありました。

委員より、自主防災組織と自治会の役割と市の役割について問う質疑に対し、担当より、このような大規模な災害が発生した際には、行政職員は市民の皆さんのところへ到着するのに時間がかかることが想定されるため、地区の役員、消防団が連携し、地区を守っていただき、行政が到着するまでの間、特に発生当初の初動の段階では、自助・共助で一定の間、頑張ってくださいような取組、また、そのような研修なども実施していきたいと考えていると答弁がありました。

委員より、市から連絡がないという声もあったが、これをどう捉えているかとの質疑に対し、担当より、地区の皆さんと上手に情報連絡を取れなかった点は反省課題と捉えている。地区からの情報と、こちらから発信する情報の連絡体制を構築したいと答弁がありました。

委員より、自主避難だった当市と他自治体の対応の違いを問う質疑に対して、担当より、避難指示を出すには、対象エリアや避難所の対応などに時間がかかるため、当市と同様に自主避難とした市町村はほかにもあるが、あらかじめ津波の危険がある地区は分かっているので、今回の地震を受け、市長の判断を待たずに避難指示を発令する対応ができないか、また、地区で一時的な避難所を開設していただくなどの対応を早急に整理したいと答弁がありました。

委員より、教育相談センターについて、この地震が起きる前と地震の後の生徒の利用状況について、また、施設の修繕の予定についてを問う質疑に対し、担当より、現在、市民図書館の3階に仮設しているが、地震発生前までよく利用していた生徒は7名おり、そのほとんどは3年生で、受験を控え、一生懸命学習に取り組んでいる状況である。また、施設の今後の対応については、2月上旬に実施の調査結果を得てから検討したいと答弁がありました。

次に、（仮称）駅北子育て支援複合施設についてであります。こちらは1月29日及び2月7日に調査を行っております。

まず、1月29日は、施設の規模に関することなどの調査を行い、施設の広さの感覚をつかむため、ビーチホールまがたまにおいて現地調査を行っております。

委員より、450平米は大き過ぎるのではないかと。300平米程度の広さでエリア分けを行い、想定される子供たちに合わせた知育玩具の準備が必要ではないかとの質疑に対し、担当より、例えば兄弟で利用があった場合には、下の子は保護者と手元の遊具で遊びながら、上の子は屋内遊具で遊んだりできるスペースを確保するなど、年齢や発達段階に応じた運動の発達を促すような遊具を想定しているところであると答弁がありました。

このほか委員から、現地調査で利用があったのは年少児と年中児であったが、40人程度で、今日の広さがぎりぎりという話もあった。年長児や低学年の小学生の利用も考慮すると、最低でも450平米は必要ではないかという意見。また、地震や津波の対応で計画の内容が変わるようであれば、再調査が必要ではないか。この計画の延期を求めるなどの意見がありました。

次に、2月7日の委員会では、DBO方式を進めるに当たっての募集要項、施設整備・維持管理・運営内容を示した要求水準書、また、現段階でのスケジュールなどについて調査を行いました。

委員より、施設の整備より制度的な充実を求める声が私の周りには多い。市は、この計画ありき

で進めているが、慎重論や見直し論は全く届いていないのか。この施設に係る15億円の整備費と年間5,000万円の維持費をほかの事業に充てれば、いろいろな施策ができる」と提案してきたが、どう思っているのかとの質疑に対し、担当より、未満児保育の無償化、給食費の無償化、保育士の処遇改善など様々な提案をいただいているが、現在、国のこども未来戦略方針の中でも人口減少や少子化対策が進められており、国の動向を見ながら、市としてどこまで子育て支援ができるか、子育て支援複合施設の計画と併せて検討を進めているところであると答弁がありました。

委員より、少子化に対応した子育て支援、例えば孤立した子育て、親が抱える育児不安などが言われているが、この施設の整備で何か解消されるものがあるのかとの質疑に対し、担当より、子育て支援をしている人が身近に少ないという状況の中で、子育て世代の方々が同じ気持ちを共感し、触れ合うことができるような場所が今求められていると考えていると答弁がありました。

委員より、要求水準書についてハザードマップに照らし、津波だけではなく、洪水についても明記が必要ではないかとの質疑に対し、担当より、確認し、必要に応じて対応したいと答弁がありました。

委員より、5分程度で到着する可能性のある津波に対して、施設の周辺の方々が糸魚川駅や公民館などに逃げるのは現実的ではないことから、津波避難ビルとして3階以上の建物にする必要があると思うが、計画や建設費が変わることについて検討されているのかとの質疑に対し、担当より、以前、津波避難ビルとして整備することはないという趣旨の答弁をしたが、そのときからフェーズが変わったのは事実であり、また、先月実施した旧東北電力ビルの取壊しの説明会でも、近くに逃げられる場所を求める地元の方の切実な意見をいただいたこともあり、検討したいと考えていると答弁がありました。

この答弁を受け、委員より、基本計画と要求水準書をセットで公募するのが本来の姿であり、現状を踏まえ、安全性を担保した基準の建物にするということを基本計画でしっかりと明示していただきたいとの意見がありました。

委員より、市はDBO方式によって子育てに関する民間のノウハウが得られるメリットを主張するが、例えば設計プロポーザルの中に子育てのための施設の運営にたけたところと設計業者が話し合い、そのアイデア等を組み入れた提案をしてもらえばよいのではないかと。DBOありきで、後々、様々な条件がついてしまうことより、設計プロポーザルで何社からでも提案があったほうが、市民が望むプランができると思う。DBOについては反対であるという意見に対し、担当より、子育てにたけた方からアドバイザー的に設計に携わってもらう形でもよいものはあると思うが、実際に運営する方が携わるということは、非常に大きな意味を持つのではないかと。DBOという形で進めたいと考えていると答弁がありました。

委員より、今後、公共施設の統廃合と複合化は必須だと思うが、この施設が将来の子供たちの負担になるのではないかと。この施設も将来的な機能統合を視野に入れているのかとの質疑に対し、米田市長より、教育の面でも様々な面でも、数の減少により、統廃合というものもあるかもしれないし、複合的なものもあると思うが、急激な人口減少が目の前に来ているのを自覚し、当然そういう感覚を持って事業運営をやっていきたいと答弁がありました。

このほかにも質疑・意見等がありましたが、報告は割愛します。

以上で、所管事項調査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、去る1月19日と2月2日に所管事項調査を行っておりますので、その内容についてご報告いたします。

まず、1月19日の柵口温泉権現荘の譲渡については、担当より、この日までの経過報告があり、その内容は、12月7日に事業者を優先候補者として決定、翌12月8日に相手方に通知、選定の結果を公表。また、1月12日には、関連会社代表と市長が面談を行い、翌1月13日には権現荘、18日には能生生涯学習センターで住民説明会を開催したというものでありました。

説明会では出席者から、無償譲渡をして、1億円や光熱費をさらに支出するのか。また、譲渡された場合は、宿泊がすぐにはできなくても日帰りは続けてほしいという要望。譲渡としても料金は抑えてほしい。高齢者のいこいの家の制度を継続してほしいといった意見が出されておりました。

関連企業調査については、優先候補者である一般社団法人アッサンについて調査をしているものであり、現在も調査中とのことでした。

今後のスケジュール案については、2月2日に開催予定の建設産業常任委員会で、経過と市の方針を報告する予定で、その後、2月19日の3月市議会定例会に関連議案の提出を予定していると説明がありました。

委員より、固定資産税の概算額が年間500万円ぐらいと試算されているが、譲渡と同時に資産を相手に譲り渡すわけであり、無税というわけにはいかないと思うが、市としてはどのように考えているかとの質疑に、担当より、固定資産税の免除については、先方から5年間免除してほしいと要望が来ている。これについては、現在、市で企業立地促進のための固定資産税の課税免除等に関する条例があり、ここに当てはまる部分のみ免除させていただきたいということで話をしている。また、そのほかにも雇用促進事業補助金や対象となる県税についても減免の規定があるため、そう

いったもので交渉していきたいと考えていると答弁がありました。

委員より、地元説明会では、市民が望んでいる宿泊や日帰り温泉を継続するためには、市が直営で行っても、これだけの負担がかかっているという部分がなかなか伝わっていない。そのあたりを丁寧の説明してもらえかとの質疑に、担当より、地元説明会では宿泊の再開や日帰り温泉継続の要望が非常に多く、そのほかにも無償譲渡なのに市がお金を出すのかというご意見もあった。説明会でも、一体今、日帰り温泉を直営でやって、幾らかかっているんだという質問も出ていた。住民もそういった部分に関心があるというふうに考えている。今後も、いろんな場面で説明していきたいと答弁がありました。

委員より、権現荘を直営でやったり、民間の支配人を登用したりした結果を踏まえて、譲渡という結論になっている。相手が1者しかないというところで交渉のため、市民ニーズを出せば出すほど、条件は不利になることも考えられる。そこを分かりやすく説明してもらいたい。また、譲渡後の様々な対応について、市民から心配の声がある。相手先の企業調査についても、その会社の取引先であるとか世界情勢によってあおりを食う場合もある。100%の調査というのは、ある意味無理と思うが、行政で可能な範囲で精いっぱいその企業調査をしたことをぜひ次回の委員会で報告いただきたいが大丈夫かとの質疑に、井川副市長より、地元の皆様と話をする中で、やはり今の施設の機能を全て発揮するように継続してほしいという意見が大半である。そういった中で、この事業者からの提案は、現状の機能を生かした提案であり、市の方針と合致していると思っている。しかし、説明会の中でも、この事業者に譲渡して本当に長く継続してもらえるのか、そういった会社なのかをしっかりと審査するべきであるという意見があった。企業調査を今やっているが、そういった部分を市としても判断するが、議会にもしっかりと示して、そういった判断ができるようにしたいと考えている。また、相手方から条件について、財政支援の希望額を全額渡すのかという意見もやはり説明会で多くあった。市としては、できるだけ負担が少ないほうがそれに越したことはないが、これにより相手方が、ここで撤退するというリスクもある。このあたりは、今ぎりぎり交渉しているところであるが、最終的な金額を示して、そこで理解を得られれば、譲渡のほうに進んでいきたいというふうと考えていると答弁がありました。

このほかにも多くの質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

次に、柵口温泉権現荘についての総括では、担当課より、資料を基に説明を受けております。委員会の中での主な質疑として、委員より、この総括自体は非常に詳しくいいと思うが、結論として、行政が収益性の高い事業をやってきた経過であるとも言える総括である。行政が行う商業的なものについて何か考えというものは、この総括から導き出されたものはあるかとの質疑に、井川副市長より、行政のスタンスとして、行政でなければできないものをやはりやっていくという方向性はこれから必要だと思っている。収益的施設、民間でできるものは民間でやっていただく。そういった形で、これからの行政運営を進めていくべきだというのが、今回の総括の中から出てきたものである。そういった中で、権現荘については、施設を譲渡して民間に完全に運営を移譲して、取り組んでいただきたい、そういった思いで今進めていると答弁がありました。

委員より、権現荘開業の頃は、社員旅行等の集団で利用されるという部分がまだ残っていた時代だと思う。売上げが落ちてくる頃から、個別の旅行者が増える等の変化に対応できていなかったんじゃないかというふうに見ている。売上げを伸ばさなくてはならないというところで手だてを打っ

たが、そのときもやはり世間のニーズをキャッチするところが少し鈍かったと思っている。民間支配人の登用は、人事面ではよかったが、管理面、特に食材の管理のずさんさというのが目立っていた。やはりそういった物差しをしっかりと持った人が管理していく必要があるのに、それができなかったことが今回の総括の結論かなと思っている。同じ轍を踏まないように、今回の譲渡といった流れになっていると思う。委員からも、市の責任はどうかというところが出ているが、適宜対応してきたし、議会の議決を通してここまで至っているというところを見れば、それなりに責任を果たしてきたのかなと思う。今回の総括を踏まえて、行政としての結論めいたものがあれば教えてほしいとの質疑に、米田市長より、非常に長きにわたって権現荘を運営させていただいた。時代の流れ、そして観光のニーズの変化というような経営をする中において、非常に目まぐるしい価値観や、その中において動いていく必要がある。何か決まったルールや決まったものがないような形での誘客であったりサービス業であったり、そういうものはやはり行政にはなかなかできないところであったのかなというのを感じている。やはり結果から見ると、後追いであったり観光というものに対しても、昔みたいに団体旅行というところから、少人数で目的を明確にしながらか行くような形であったり、その価値観の相違があるようなところも出てきている。そういう中において、行政としては、なかなか知識というものがあるが、観光にはなかなかそういったものを持ち合わせていないのを感じている。行政という組織体は、観光という目まぐるしい対応の中において、そういった能力の持ち合わせが、なかなかない組織だということをつくづく感じた。そういった部分は、総括の資料の中で判断できるというのを改めて示すことができたのではないかなと思っている。これを教訓にして、今ある施設をどのように捉えていけばよいかというのをしっかりとこれをベースにしながら捉えていきたいと思っていると答弁がありました。

このほかにも意見や質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

次に、マリンドリーム能生周辺整備計画については、担当課より、資料を基に詳細に説明を受けております。

委員会の中での主な質疑として、委員より、現状の課題として、マリンドリーム内にあるスパーク能生、B&Gプールについて、老朽化の問題があるが、今後、これらの施設がどうなるのかという部分について、どう考えているのかとの質疑に、井川副市長より、繁忙期には渋滞が発生して、警察署等からも指導をいただいているところである。これを解消するためには、国道への出入口の整備と併せて、駐車場の確保というのは必要だと思っている。また、スパーク能生、B&Gプールについては、塩害で施設の傷みが激しい状況になっている。まだ決定したわけではないが、市の考えとしては、可能であれば代替施設と別の場所に確保して、ここにはマリンドリームの敷地として活用していったほうがいいのではないかなというふうに考えている。これについては、関係機関や地元の皆さんと話した内容ではないため、現在の市の考え方、大卒の考え方として捉えていただきたいと答弁がありました。

委員より、海産物に限らず、農産物の直売所を強化して、地域を盛り上げていくことは考えているかとの質疑に、担当より、地域の皆様からこの場所を活用して、地域の活性化を図りたいという声をいただいている。この施設を運営する団体が決まったら、特産物等の販売について検討していきたいと答弁がありました。

委員より、マリンドリームをリニューアルした場合、そのリニューアル効果で人が集中すること

が予想される。心配なのは、国道8号という交通量が多いところを横断しなければいけない地元住民の方の安全の確保である。押しボタンの横断歩道はあるが、道路を渡る際の歩行者の安全確保についてどのように考えているかとの質疑に、担当より、リニューアルした際は、多くの観光客、また市内の皆さんも行かれると思っている。地域住民の安全性の確保については考慮しなければいけないと思っており、整備計画の内容を見て、国道の在り方というものについても改めて考えたいと思っている。この計画策定に当たっては、道の駅を担当している国土交通省の高田河川国道事務所も入っており、自転車や歩行者の安全確保というところも当然考えていかなければいけない問題だと思っている。今後、計画が進んでいく中で、それも含めて検討する必要があるというふうになっていると答弁がありました。

このほかにも若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

次に、ガス上下水道事業の官民連携については、担当課より、資料を基に説明がありました。委員会での主な質疑として、委員より、官民共同出資会社となると、現在発注している工事については、新しい組織で一括して工事を行っていくのかとの質疑に、担当より、何をどこまでということについては、現在検討中である。地元業者からも、現在行っている管工事については、地元の業者にやらせてほしいというような要望もいただいている。そういった部分について、今後も引き続き地元業者と協議をしていく中で、地元業者に任せるもの、官民連携による事業者に任せるもの、そういったものを分けるような形で検討していきたいと考えていると答弁がありました。

委員より、官民共同出資会社という第三セクターということになると思うが、経営をしていく上で、料金というものが大事な問題になってくると思う。この料金について、市の出資が50%未満ということになった場合、民間のほうがウエートが高くなり、料金についても行政主導ではなく、民間主導型の高額な料金体系になる可能性があることについてどう考えているのかとの質疑に、担当より、採用する方式によって考え方が違ってくる。包括委託の場合は、業務を委託するのみであるため料金設定の裁量は市が持つことになる。公共施設等運営事業の場合は、料金設定の裁量は民間が持つことになるが、条例の上限の範囲内という形になるため、上限設定については市のほうで一定の制約をかけることができる。ガスの事業譲渡の場合については、民間側の経営になるため、料金設定は民間側でやることになる。ただし、今回は、官民共同出資会社ということで、一定程度の発言を持てるような3分の1強の出資比率を想定しているため、その中での意見反映ということが可能である。仮に譲渡ということを検討した場合、他市の事例で、一定期間、料金を維持するという条件をつけて譲渡するという事例もある。そういったことも踏まえて、この方式について検討していきたいと考えていると答弁がありました。

このほかにも若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

次に、2月2日の柵口温泉権現荘の譲渡については、担当課より、現在、優先候補者と協議をしているところであるが、財政支援の希望に対する合意や企業の経営能力などの確認に、さらなる時間を要していることから、当初、予定していた3月議会での譲渡議案の提出を見送りたい。それに伴い、住民説明会等において、4月以降の日帰り入浴営業の継続要望が多いことから、令和6年度当初予算に年間運営分の経費を計上し、市直営での運営を継続したいと考えている。年度の途中で譲渡が成立した際は、その時点から譲渡先での運営となると説明がありました。

委員より、3社の関連企業を併せた中で、資金力等も調査していると思うが、資金力というのは、

銀行だとかそういうところで調査しなければいけないと思うが、依頼した調査会社では、そういったところまで調査できるのかとの質疑に、担当より、企業状況の調査になるため、どこまで答えられるかというのは非常に微妙なところになってくるが、取引銀行がどこであるとか、そういった内容の報告書は、既に上がってきていると答弁がありました。

委員より、初期投資として3億4,200万円をかけるとなると、かなりのリニューアルになると思う。現地の下見についても行ったのかとの質疑に、担当より、事前の打合せの際にも、建物を何度も見ていただいている。そういった中で、ここをこうしたいとかそういう希望について聞いており、その全てを企画提案書に記載しているわけではないが、3億4,200万円に該当するような工事を予定されているのは承知していると答弁がありました。

委員より、財政支援の希望について、日帰り温泉の継続に伴う光熱費の一部負担について、既存の支援制度により対応とあるが、どんな制度かとの質疑に、担当より、運営費の補助として、現在、高齢者いこいの家の制度がある。これを譲渡後も継続して活用いただくことで考えていると答弁がありました。

委員より、当初は3月議会で提案予定ということで、かなり速いスピードで交渉をかけると見ていたが、条件面で調整がつかず、3月議会を見送るという結論になったと思う。交渉の決着日について、1年ぐらいとか半年ぐらいとかどう見込んでいるのかとの質疑に、米田市長より、できるだけ早く契約に持っていかねければと思っている。しかし、委員からも意見があるとおり、やはり慎重にやっついていかなければいけない部分がある。地元の皆様から、宿泊業に対しても再開してほしいという要望がある。本当になるべく早く進めていきたいと思っていると答弁がありました。

委員より、懸念しているのは、日帰り温泉の継続という課題があって、交渉が伸びれば伸びるほど直営での運営をする必要があることである。今回の資料にあるような様々な数字を見ながらの交渉になるため、最初に描いたこのメリットとなる部分が阻害されていくということを懸念している。契約が延期となれば、結局、負担が増えていく。その背景も考えながら交渉してほしいが、それに対してはどう考えているのかとの質疑に、米田市長より、全くそのとおりであり、1日、また1か月延期することによって、やはり市の負担が増えていく。そのような点を頭に置きながら交渉していきたいと答弁がありました。

このほかにも若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

よろしくをお願いします。

ただいまの報告の中で、柵口温泉権現荘、こちらのほうを譲渡に向けてということですが、私は、これはそもそも譲渡なのかなという疑問を持っております。様々な条件がついて、運営

のお手伝いをするということとなると、これは譲渡ではなくて、指定管理に近い形ではないか、そういうところを委員会の中では、何か話合いがあれば教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

田原議員のご質問にお答えいたします。

まず、譲渡としてどうなのかとか、そういう質問・議論は、全くございませんでした。

また、指定管理という言葉も全くございませんでしたので、そういった質疑にはなっておりませんので、ご報告いたします。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

いろんな条件がつけられているということで、仮に譲渡という形を取っても、契約をしてしまいますと、その条件を糸魚川市のほうが守らなければいけないということになってまいります。

それで、今度はその条件が守られていないということで、譲渡先のほうから様々に糸魚川市のほうが言われまして、新たな支払いが生ずるようなことはないのかなということを心配しております。これは、私が今まで議会の中で、柵口温泉権現荘の運営について見させていただいたことからの心配でございます。そういった意見はなかったのかということが1点。

それと、以前に大規模修繕ということで4億ですか、その金額が分かれば、委員長にもう一度教えていただきたいんですけど、仮に、これ4億円の修繕費をかけて、お客様を増やしてくということで工事をやったのにもかかわらず、その効果が発揮されていない。それで、今度は3億4,000万円ですか、修繕費をやるという。じゃあ一体何なんだと。本当にそこで事業をやって、観光業というものをやっていけるのか、そもそも駄目なんじゃないかという、そういったことを考えなければいけないと私は思いますけど、そういった議論は、委員会の中ではなかったのか伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

質問にお答えいたします。

まず、今、田原議員のほうから心配されているという部分につきましては、委員のほうからも経営を譲渡した後に継続ができるのかという部分に大変慎重な意見があったことがありました。それから、あと、この大規模修繕の4億円につきましては、委員会の中では議論はありませんでした。

ただ、過去4億円で2,000万の黒字を出すと言ったのは記憶にあるんですけども、そういったところも踏まえて、今回の権現荘の総括というものが出ているかというふうに認識しております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

譲渡は譲渡ということで、すばっとけじめをつける。そういうふうにしないと、いつまでもいつまでも市民の税金をそこにつぎ込むという状況だけは避けていただきたいと、私はこう思うんですが、そういった意見は委員会の中ではなかったですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

質問にお答えいたします。

確かに譲渡のところで心配するご意見はありましたが、譲渡に向けて反対とか方針を変えろとか、そういった意見はございませんで、基本的には、過去のいろいろな経過を踏まえて、今のこの譲渡、ましてや市民ニーズを、条件を持ってのこの譲渡というところで、少しいろいろ難しい面もあるだろうと思うので、今回、3月議会を見送り、新年度に向けて調整するというふうな委員会の中のまとめとなっております。

以上であります。

○18番（田原 実君）

ご答弁ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにごございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それじゃあちょっと質問させてもらいたいんですけど、委員長報告と、ただいまの田原議員のご質問で、なからの筋は分かったんですけど、やはり権現荘を無償譲渡するということで相手先を探すというところから、大きく経費が関わってくる内容になってきたのかと思います。無償譲渡、その場合、成立するのかどうかということ、委員会の中で話されましたか。例えば、無償譲渡も駄目、指定管理も駄目、直営方式も難しいということになると、いっそのこと権現荘自体の経営をやめるというふうな話は出なかったんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

古畑議員のご質問にお答えいたします。

今、古畑議員がご指摘するような角度という質問は、ございませんでした。委員の中では、あくまでも行政が提案された、この譲渡に向けての協議、または相手方の条件というものをつぶさに説明しながらの、そういった前提での協議でありまして、今、古畑議員からのそういう角度というのは、質疑というのはありませんでした。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

もう7年前になりますか、やっぱり権現荘の合併以来、黒字だった権現荘がどんどん、基金も含めて使って行って、このまんまでいくと赤字になるということから、特別会計に移しまして、その内容につきまして、いろんな試みをして、黒字に回すようになりましたよね。それで、民間のアイデアもその中に入れて、活力を生み出すべきだということをやりましたが、元小林支配人が、いわゆるずさんな経営によって、また、公的な資金の運営につきましてもずさんであったということ、これはもう厳しく、いわゆる会計上でもそうです。裁判の中でもそういった事実が認められたわけです。

それで、そのときも存続するか、指定管理にするかというふうな、いろんな話が出ました。市は、コンサルタント会社を雇用して、いわゆるアドバイスによって、4億円をかけるか、権現荘の経営自体をやめるかという話になりました。議会のほうは、やはりそれは難しいんじゃないですか、やるなら民間譲渡にして、その4億円だって企業につけて出せばどうですかという話もしました。

しかし、そのときの米田市長は、4億円をかけて権現荘を修理して、それからやるんだと。直営の直接方式、直営方式をやりましたよね。そのときは、年間2,000万円の黒字を出すんだと。それは無理でしょうと。でなかったら、自腹切るんですかと、やり合ったのを私も十分覚えています。

だけど2,000万円の黒字を約束して、その工事をやると。結局、それが果たされないまま指定管理、今のマリンドリーム株式会社能生町観光物産センターに移譲して、今度は50%ですよ、50%の株を市民が保有する第三セクターの会社、そこでも結局、赤字を作って、やってしまってるんですね。その責任を問うということは、委員会の中ではお話はなかったんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

質問にお答えいたします。

今ほどのやり取りにつきましては、先ほど報告の中で委員からの質問に対して、米田市長がその責任のところについて答えておるといところが全てでございまして、それ以外での質疑という、責任論についての追及みたいな質疑はございませんでした。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

この問題に関しましては、保坂委員長も過去から非常に熱心に、この問題につきましては、何と  
いいたいでしょうか、取り上げてこられましたので十分ご承知のことだろうと思いますが、この権現荘  
問題には、一つどうしても継続しなくちゃいけないというところに大いなる矛盾が生じています。

したがって、この際、権現荘の経営そのものを、やはり無償譲渡を受け入れない場合は、経営そ  
のものをやめるとか、日帰り温泉のみの経営にして、今と同じですけど何かそのような形でやっぱ  
り收拾をつけなけりゃ、このまんまでいくと、また新しい無償譲渡の条件のはずが、たくさんのお  
金をつけたり固定資産税を無料化にしたり、日帰り温泉でやるなら100万円補助しなきゃ難しい  
とか、本末転倒であります。それは、お金はかからなくても、あげて、それで固定資産税で取り返  
せばいいじゃないですかというふうな話が全然どっか行って、本末転倒であります。ましてや、民  
間譲渡した場合に、その会社が倒産した場合、その財産、また糸魚川市に返すのかというふうな話  
もあります。また、ほかに転売されても困る話であります。その辺につきましては、十分ご協議し  
たことだと思いますが、どうなのかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

古畑議員のご質問でございますが、それも先ほどの委員長報告の中で、やはり委員の中でも継続  
した事業ができるのか、また、破綻した場合にどうなのかというところで、今その企業調査という  
ものに慎重にやってほしいと。翻ってみれば、議会側の慎重な意見が多いがゆえに、相手方の条件  
と、あとこちらの市民ニーズというか、市民のいろんな日帰り温泉の継続等の条件があるため、何  
ていうのかな、箱物をそのままただ譲りますという形にはなっておらん状況の中で、今の交渉の難  
しさがあるというのは、委員会の中で、行政側の答弁の中ににじみ出ているというふうに認識して  
おります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

保坂委員長も以前、4億円近くかけて改修した際の議論を同じ感覚でやられたので、十分承知さ  
れていると思いますけども、今回、また同じようなことになるんでないかなと、こう話を聞いてて  
そう思います。そもそも、以前、議論したときは、原因、なぜ4億円もかけて改修するんだとい  
うとき、私の考えは、社会の動きを見ないで、それも第三者委員会も2回もつくって、その報告が出  
てるのに、一体何をしてるんだと。社会の動きに沿っていない、何ていうんでしょうかね、それに

合わせてこうやっていくという、そういう気がないんでないかと。直営というのは、もう時代遅れなんだということでやったはずなんですよね。ですから、駄目ならもうやめると、さっき古畑議員言われたように、駄目ならやめればいいんですよ。温泉だけやればいいんですよ。もうはっきりしてるの。余計な条件をいろいろ交渉してるからおかしくなるんだと私は思うんですが、その辺の議論って、されたもんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

新保議員のご質問にお答えいたします。

今、ご心配されている中で、やめるということになりますと、これまで権現荘に使っていた、ちょっと名称忘れちゃったけども、国のいろんな支援であるとか補助金の関係がございまして、それを目的が途中で終了すると返還金等、そういったものがあるということで、一覧で表を出しております。そういった市民ニーズがあり、建物があり、また、補助金等の返還等のものを兼ね合わせた中での譲渡ということで、もともと全部100%市のものであれば、またそういった新保議員ご指摘のようなこともできるんでしょうが、今の現状と背景が違いますもので、そういったところで今交渉は、時間がかかっているというふうな認識を受けております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

条件とかいろんな周りの環境も変わってきているのは、それはそうだと思います。

しかし、基本的な立場をはっきりさせないと、させないで置いと、いつまでたっても私は、やっぱりだらだら、だらだらいってしまうというふうな恐れがある。そうでなくて、やっぱり市は市の考え方、基本的に旅館というのは、今もう民間でやるものだという、そういうことになってるわけですよ。もう全国的に一時ブームになって、公で旅館、あるいはそれに宿泊施設を低廉なというか安い料金の、そういうふうなものはまた、いろいろ外国の例なんか見れば別ですけども、そうでない、権現荘の場合、普通の旅館と一緒にしょ、宿泊施設と。そういうものを行政がやる場合の基本的な考え方というものはっきりして、やっていっていただきたいと思います。いつまでもだらだら、こうやって条件を相手と調整しながらということで、どんどん、どんどん糸魚川市が、また身動き取れないような状況にならないようにしていただきたいと思います。

終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

新保議員の今ほどのご指摘でございますが、そういった過去のいろんな経緯を踏まえて、要は民

間に旅館、またはその温泉施設の運営を任せるという結論から、今回の譲渡の話になっておりますので、やめるわけではないけども、この施設を残すというところから、今回の譲渡の話が進んでおりまして、あくまでも民間経営に委ねるというところになるので、それは今新保議員のご指摘のところと結論は同じではないかというふうに、聞いてて思いましたので、それが今、行政のスタンスであるということは確認のため、報告させていただきます。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり了承することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時半といたします。

〈午前11時24分 休憩〉

〈午前11時30分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民厚生常任委員会では、1月24日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容についてご報告いたします。

調査項目は、糸魚川総合病院についてと能生火葬場についてであります。

糸魚川総合病院については、糸魚川市地域医療体制調整会議の設置について、担当課より、昨日、1月23日であります。糸魚川総合病院において山岸病院長から、地域医療の課題、糸魚川総合病院の入院機能の適正化、地域医療構想の推進等についての説明があったが、当会議は、今後、地域医療構想に基づく医療機能再編の議論が本格的に始まる中、当市に必要と考えられる医療機能

等について関係者間で事前に協議し、新潟県が設置する上越地域医療構想調整会議へ当地域の意見として提案していくことを目的に設置したものである。

先日、1月22日月曜日に第1回会議を開催し、糸魚川で維持すべき医療、地域医療構想の推進等について協議をした。今後、当日の意見等を取りまとめ、今年度中に開催される予定の上越地域医療構想調整会議へ提案していくという説明に、委員より、救急体制、これが一番問題になってくるのではないかと。例えば今、上越糸魚川沖地震というのが想定され、その場合に救急車で上越の基幹病院に送ることができるのかどうか。道路が寸断された場合に、この地域内で対応できるような形について、行政はどういうふうを考えているかという質疑があり、担当より、糸魚川市の第1回の調整会議を行い、消防職員も含めて病院や医師会の皆さんと今後の糸魚川市の地域医療体制の在り方というものを話し始めたところである。

まず、1次救急については、最低限、糸魚川総合病院で行われる体制を確保しなければいけないと思っており、能登半島地震のような大きな地震がこの地域であった場合、道路が完全にストップする可能性があるため、ドクターヘリの要請だとかいろんなことを考えていきたいという答弁がありました。

委員より、糸魚川に設置された地域医療体制調整会議と上越地域医療構想調整会議及び人口減少問題についての質疑があり、担当より、上越地域医療構想調整会議は、上越圏域の医療を県が中心となって考えている会議であり、構成員は3市の各病院の病院長、医師会、行政等で組織されている。これからは、今後の基幹病院をどうするのかが一番大きい議論になるので、医師会、行政も含めた皆さんの意見でまとまっていくものというふうを考えている。人口減少問題については、井川副市長より、現実的には人口減少を食い止めるのは難しい部分があるが、人口減少しても、こういった診療科を維持できるような方策を探るとか、あるいは今回は医療でいこうということであれば、医療に費用を集中的に投入する部分をしっかり見極めて、ほかの行政に係る費用を少し削減することも踏まえながら、医療のほうは中心に考えていきたいという答弁がありました。

救急体制で、上越の基幹病院と中継するドクターカーについての質疑では、担当より、糸魚川市の調整会議の中でまだ取り上げた経過はないが、確かに有効な手段だと思うので、その中でしっかり議論をした上で有効な取組であれば、上越の調整会議には上げていきたいという答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

次に、能生火葬場については、担当課より、火葬場は昭和53年度に建築され、火葬炉が2基あり、平成17年の市町合併の際の調整事項として、1市1火葬場の方針の下、新市建設計画に市内全域を対象とする火葬場建設を掲載しているとし、施設及び経過の概要の後、市としては、火葬場の現状、今後の火葬需要や将来負担などを総合的に判断して、火葬炉、建屋、そして指定管理期間という3つのサイクルが重なる令和6年度末をもって廃止したいという考えと、地元からは、これまで存続の要望や、昨年は能生地域の3団体から、指定管理期間をもう1期、5年更新してほしい、火葬炉1基と雨漏りの修繕を実施してほしいという内容の要望が寄せられたという説明の後、質疑に入りました。

委員より、どうしても能生火葬場を残していただきたいという考えが、能生地域から出てきており、能生地域の3団体から要望も出されている。能生地区民の思いとすれば、最後のお別れに大変

熱心なところ、単なる数字が減っていくだろうからやめればよいという問題ではない。最終的に炉を1基新しくして、建物は直さなくていいので、雨漏りの修繕だけをしていただきたいという要望に変わってきたので、その辺をぜひ分かっていたいで、もう指定管理1期分、何とか対応していただきたいという意見に、担当より、市内に火葬場が2つあり、いつかの段階で決断の時期というのは必要だ。この時期を延ばしても、これ以上の適期はないのではないかと考えている。また、井川副市長より、行政全体の話として、将来に負担を残さない行政運営、それから人口減少に伴って、全ての施設を維持するのが困難な状況だということは、ご理解いただきたいという答弁がありました。

委員からは、思い切った集約型都市の構築を進めていくことが、この糸魚川市の持続可能なまちづくりへの課題の一つであり、人口減少が進む中で、今後どこに経費をかけていくか大切になってくるのではないかと考える。また、コロナ禍において、葬儀の形というのはどんどん変わってきて、お斎すらも、これからはなくなっていく、文化というものが変わっていくのではないかとということから、丁寧な廃止の必要性をもう一度行政にお願いできればと思うという意見も出されました。施設継続の場合に、当面必要な修繕費について、炉内れんが全面張り替えなどに概算で2,920万円必要であり、これとは別に指定管理等の経常経費もかかってくる。張り替えたタイルの耐用年数は15年と、指定管理の期間より長くなるという説明に、委員より、地元にも説明してきたということで、その説明を聞いた上で存続してくださいということで、約3,000万円かけて15年ということであれば、1年間で費用としてみれば、そんなに大きい費用ではない。地元から回収して、もう少し存続してくれということであれば、あんまりすばっと、これはこうなっているからこうですよということ切るといのはいかがなものかとの意見がありました。

担当より、能生火葬場の存続の問題に関しては、平成20年の1月に、今後、大規模の改修はしないという方向性を打ち出し、その大規模修繕の金額についての質問を受け、金額でいえば1,000万円が一つの目安になるといった経過を理解してもらいたいとの答弁がありました。

委員より、今後の糸魚川市を10年後、20年後も存続させていくことを考えたときに、やはり決断しなければいけないと思っており、行政改革もコンパクトシティもやっていかななくてはいけないという課題がある中で、行政の廃止したいという方向性の説明は納得できる。あるいは能生地域の方々を否定するのではなく、そこの地域に根づいた文化であり、お葬式であり、故人とのお別れであり、そこまでは否定したりするつもりはないが、ここで考えなければいけないのは、糸魚川市全体として、今ここに経費を投入すべきか、しないといけないのか、しないのを決めたのであれば、その要望している方々に丁寧にお伝えしていくことも議員の仕事であり、行政の仕事であると考えなどの意見もありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛します。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第5．議案第1号から同第3号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第1号から同第3号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第1号は、令和5年度一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ1億6,390万円を追加いたしております。

これは、1月1日に発生いたしました能登半島地震に対応する災害救助費、災害復旧費であります。

歳出の主なものは、3款民生費では、災害救助費の追加であり、避難所借上料のほか、被災者住宅の応急修理委託料、被災住宅敷地復旧補助金などがあります。4款衛生費では、災害廃棄物処理費の追加、8款土木費では、ブロック塀等の除却に対して補助を行う安心安全すまいる事業の追加、11款災害復旧費では、道路や学校施設、公共施設の応急修繕に対応する経費の追加であります。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、繰越明許費の補正は第2表のとおりであり、年度を越えての対応が必要なことから、繰越明許費を追加いたしております。

また、地方債の補正については、第3表のとおりであります。

議案第2号は、令和5年度簡易水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分の報告でありまして、収益収入額及び支出額を370万円追加いたしております。

これは、1月1日に発生いたしました能登半島地震によって被災した簡易水道の管路等の修繕費であります。

議案第3号は、令和5年度一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ1億3,820万円を追加いたしております。

これは国の補正予算に基づく経済対策であり、物価高騰の影響が大きい世帯の経済的負担を軽減するため、給付金を支給するものでございます。

歳出では、住民税均等割のみ課税世帯への生活支援として、1世帯当たり10万円の給付金を支給するほか、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に対して、子供1人当たり5万円の給付金を支給するものであります。

歳入につきましては、全額国の交付金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）を充当いたしました。

なお、繰越明許費の補正は第2表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

○議長（松尾徹郎君）

これより議案第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議事の都合により、ここで暫時休憩いたします。

再開を1時といたします。

〈午前11時46分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6．議案第4号から同第14号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第4号から同第14号までを一括議題といたします。

提案理由の説明と併せ、令和6年度の施政方針について、市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

議案第4号から同第14号までの令和6年度各会計予算案を提案するに当たり、新年度に向けての私の所信の一端と主要施策の概要について申し上げます。

1月1日に発生いたしました能登半島地震におきましては、市内でも震度5強という、今までに経験したことのない揺れを感じ、直後に発令された津波警報により、多くの市民の皆様が自主避難されました。市内でも造成ブロックの崩壊や液状化現象、家屋の損壊などが発生いたしております。被災に併せて、皆様に対し、改めてお見舞い申し上げる次第であります。

市といたしましては、安全・安心な生活を守るため、引き続き国や県と連携して、必要な支援を行ってまいります。

さて、令和2年1月、国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルスにつきましては、昨年5月に感染症分類が5類に引き下げられ、人々の往来が感染拡大前に戻りつつあります。

一方で、コロナ禍における新しい生活様式や働き方が定着したところであり、日常生活が大きく

変化いたしました。

また、ロシアによるウクライナ侵攻などによるエネルギー価格や物価の高騰も依然として続き、市民生活や市内経済に大きな影響を与えております。

足元の地域経済に影響を与えている物価高騰への対応として、市内消費の拡大や事業者支援など、経済対策を適切な時期に実施していかなくてはなりません。そして、第3次総合計画に掲げる各施策を推進し、人口減少対策と持続可能なまちづくりに向けた取組を実行し、それぞれの目標に向けて、着実に進めてまいります。

このような状況の中で、国・県における予算の概要についてですが、令和6年通常国会の施政方針演説の中で、岸田総理大臣は、日本社会最大の戦略課題は人口減少問題と捉え、子ども・子育て施策の抜本強化を図るとともに、女性の活躍を後押しし、男女とも仕事と育児が両立できるような支援策を充実させるとし、社会全体で子供や子育て世代を応援する機運を高めるといたしております。

令和6年度、国の予算案では、一般会計の総額で1兆1,260億0,000円、対前年1兆8,000億円減となったものの、2年連続で1兆1,000億円を超える予算規模となっております。

地方財政計画については、通常収支分で総額9兆3,600億0,000円、対前年1兆6,000億円の増額となっております。

歳入では、地方税及び地方譲与税を4兆5,000億0,000円、対前年1兆300億円、0.2%の増額を見込んでおります。

地方交付税に関しては1兆8,700億0,000円、対前年3,000億円、1.7%増といたしております。

一方、臨時財政対策債は5,000億円であり、対前年54.3%減と、昨年同様に減額となっておりますが、交付団体ベースの一般財源総額では、対前年5,000億円増の6兆2,700億0,000円となっております。

なお、定額減税による減収への対応として、個人住民税の減収については、地方特例交付金により、全額国費で補填するといたしております。

歳出では、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかな子ども・子育てにおけるソフト政策を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費を1,000億円増額いたし、普通交付税で措置されるほか、こども未来戦略に基づく取組に併せて、子ども・子育て支援機構機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を実施できるよう、子ども・子育て支援事業として新たに500億円計上するとともに、子ども・子育て支援事業債を創設することといたしております。

また、学校、福祉施設、図書館、文化施設など、地方公共団体の施設の光熱費の高騰やごみ収集、学校給食などのサービス、施設管理費等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費に前年度同様の700億円が計上されております。

次に、新潟県の新年度予算につきましては、県民生活や県内経済をしっかりと支えながら、多くの方から魅力ある場として選ばれるよう、住んでよし、訪れてよしの新潟県を目指した取組を積極的に推進する予算として、総額を1兆2,872億円、対前年557億円、4.1%の減額といたしております。

収入では、法人2税の増加等により、県税収入及び譲与税では、対前年2.7%の増とし、県税

収入及び譲与税の増額を踏まえ、普通交付税及び臨時財政対策債を3.6%の減額といたしております。

歳出では、令和6年能登半島地震からの迅速な復旧・復興や中期化する物価高の影響を受ける事業者、生活者への支援など、足元の課題に適切に対応するとともに、本県の中長期的な成長・発展に向け、子育てに優しい社会の実現、脱炭素社会への転換、デジタル改革の推進を重点施策として取り組むといたしております。その中で、子育てに優しい新潟県の実現に向けた取組では、子育て世帯への住まい等の支援を強化するとともに、独自の子育てにおける経済的支援のほか、市町村や民間団体と連携し、結婚から妊娠・出産、子育てまで、切れ目のない支援策を展開することといたしております。

このような国・県の予算案の状況を受け、令和6年度の市政運営の基本的な考えと予算の編成方針、並びに施策の概要について申し上げます。

令和6年度は、新型コロナウイルス感染症への対応から始まった、私の4年間の任期の総仕上げの年となります。令和6年度予算においては、総合計画の地域経済、健康、教育を重点項目とするとともに、人口減少対策として、Uターン促進による担い手の確保、若者の出会いや交流をサポート、子供の郷土愛の醸成とキャリア教育の推進、この3点を人口減少対策の基本として取り組んでまいります。

そして、1月1日に発生いたしました震災への対応につきましては、被災された皆様に寄り添い、できる限りの支援に取り組み、自主組織と連携し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

重点項目の1つ目の地域内経済の循環におきましては、5年度に構築いたしましたデジタル地域通貨翠ペイを活用し、地域内経済の循環と地元消費を促進するため、キャンペーンや行政ポイントの付与を実施いたします。

また、原材料費等の高騰による市民の負担軽減を図るため、業務工事に対し助成を行うことで、住宅関連の需要を喚起し、地域経済の活性化につなげてまいります。

担い手の確保といたしましては、新たに保育士資格の取得を目指す学生に対し、修学資金貸与制度を設け、市内就職を促進するとともに、保育士等の確保につなげてまいります。

また、高校生や従業員スキルアップのための資格受験料を助成するとともに、新たに高校卒業後、市内企業に就職する方に運転免許取得費等を助成することで、地元就職につなげてまいります。インターンシップを実施する事業者に対しては、交通費や宿泊費等の補助を行い、インターンシップの普及・充実と積極的な学生の採用活動を支援してまいります。

創業の支援といたしましては、市内での創業に係る経費の一部を助成するほか、創業に必要な知識を集中的に学ぶ創生塾を開催いたします。

また、事業継承のマッチング支援や、新たに産学官が連携してスタートアップの支援を行い、若い方が創業しやすい環境を整えてまいります。

内水面漁業の振興を図るため、新たに事業の担い手となる地域に、地域おこし協力隊を配置し、持続可能な水産資源の管理や水産資源の活用による交流人口の拡大に取り組んでまいります。

市内事業者が抱える労働力不足の解消を図るため、外国人材の雇用定着に向けた支援として、外国人材の雇用に関する相談窓口の設置や新規雇用に対する財政支援を行うとともに、地域住民と外国人労働者の交流イベントを開催し、多文化共生の相互理解を図り、定住を促進してまいります。

市外からの誘客といたしましては、3月の北陸新幹線敦賀延伸による来訪客の呼び込みのほか、令和7年開催の大阪・関西万博に際し、ヒスイ展示や催事への参加に向けたプロモーションやイベントを展開し、糸魚川の強みであるユネスコ世界ジオパークを生かし、交流人口、関係人口の拡大に推進してまいります。

経済の活性化と地域人材の確保など、取組を通じて、持続可能な地域経済の循環を促進してまいります。

重点項目の2つ目の医療、健康、福祉の充実におきましては、医師確保に向けて、昨年に引き続き新潟県と連携し、新たに1名、医学部の地域枠の学生に対し、修学資金を貸与します。

看護師等の医療従事者については、看護学生に対し、補助制度に加え、新たに職場体験に対する支援を行うほか、看護師の再就職の支援制度を見直し、看護師確保につなげてまいります。

市内の分娩体制の維持につきましては、昨年11月に新たに産科医1名を確保し、分娩を再開いたしております。引き続き、県や糸魚川総合病院と連携し、産婦人科診療の確保及び地域医療の維持に向けて取り組んでまいります。

妊産婦や子育て中の方が、休日や夜間でも気軽に専門家に相談できる小児科・産婦人科オンライン相談を導入し、安心して子育てできる環境整備を進めてまいります。

産前産後サポート事業では、妊産婦の不安な悩みに対する相談支援や仲間づくりを促し、孤立感を軽減することで、安心して妊娠期から育児期を過ごせるようサポートしてまいります。

高齢者フレイル予防事業では、保険事業と介護予防事業を一体的に実施し、医療専門職による個別相談支援のほか、フレイル予防教室の開催や若い世代のフレイルに関する啓発を行ってまいります。

健康づくりの推進といたしましては、働き盛りの若い世代に向けた健康意識の普及啓発として、企業を対象にウォーキングイベントを継承するほか、デジタル地域通貨を活用した健康ポイント事業を実施し、健康づくりの意識づけを進めてまいります。

介護人材の確保といたしまして、市内介護事業所の中堅職員による事業所の枠を超えた意見交換の場、k a i g oカフェを昨年に引き続き開催し、介護人材の確保と定着に向けた取組を進めてまいります。

在宅介護応援によるリフォーム事業におきましては、猛暑による熱中症対策として、新たに住民税非課税の高齢者世帯に対し、エアコン設置助成を行ってまいります。

医療体制の維持、健康寿命の延伸、福祉の充実により、誰もが安心して住み慣れた地域で生活し続けられるよう努めてまいります。

重点項目の3つ目、教育の推進におきましては、高校の魅力化に向けた取組として、市内3高校の特色を生かした事業を通じ、高校生自ら地域課題の解決に向けて考え、地域の人と学ぶ探究学習への支援や、自身が目指す進路や目標の実現に向けた支援を継続してまいります。

また、海洋高校の産学官連携した取組を進めるとともに、新たに地域おこし協力隊を配置し、未来を担う海洋水産のフレッシュな人材の育成を支援してまいります。

中学生、キャリア教育フェスティバルでは、市内企業と連携し、直接地元で働く大人から話を聞き、理解を深めることで、自分の将来や地域の未来を考える機会を創出してまいります。

小学生の郷土愛の醸成、ふるさと学習を推進するため、ふるさと糸魚川に関する体験学習のため

の支援を拡充いたします。

また、学びの多様化対応事業といたしまして、一人一人の子供の状況に応じた学ぶ場や不登校への対応を含め、当市の状況に適した誰一人取り残さない学びの保障を目指し、検討を進めてまいります。

節目となる年齢において、18歳の新成人を対象とした成人式を、また、二十歳を対象とした、はたちの集いを開催いたします。成人式では、新成人のお祝いをするとともに、成人としての自覚と心構えなどを啓発いたします。はたちの集いでは、高校卒業後に久しぶりの友人との交流や、ふるさとを懐かしむ機会を設けることで、Uターンの促進やふるさと回帰意識の醸成につなげてまいります。

様々な事業を通じて、確かな学力の向上とともに、子供たちのふるさとへの誇り、そしてまた、愛着を形成し、将来の糸魚川市を支える人材を育ててまいります。

重点項目の4つ目の社会の動きへの対応におきましては、若者の交流や出会いの創出として、新たに縁結び応援企業制度を設け、企業ぐるみで結婚を支援する機運の醸成を図るほか、婚活セミナーの開催や応援企業や地域の団体が企画するイベント等に対する補助など、社会全体で結婚を応援する雰囲気づくりを進めてまいります。

ふるさとリバイバル25事業では、コロナ禍で、はたちの集いが開催できなかった年代に対し、思い出に残るような会とできるよう取り組んでまいります。

また、成人教育事業やスポーツ推進事業では、若い方が交流できる体験型キャンプイベントやスポーツフェスティバルを開催し、新たな出会いを創出いたします。

環境への負荷低減といたしまして、温室効果ガス排出削減に関する企業向けセミナーを開催するほか、企業向けに温室効果ガス排出をオフセットしたカーボンニュートラルガスを新たに販売いたします。庁舎において、冷暖房用にカーボンニュートラルガスを導入し、地域の脱炭素社会実現に向けた取組を進めてまいります。

デジタル活用による豊かな市民生活の実現に向けた取組を推進するとともに、誰も取り残さないための情報格差解消や行政事務の効率化を進めてまいります。

また、市内企業において、デジタルトランスフォーメーションを進めるための人材育成と具体的な取組に対する支援を行ってまいります。

森林及び森林資源に関する広域かつ高度な情報基盤を整備するため、県内自治体と協働で航空レーザー測量を実施します。測量したデータの活用により、森林整備の効率化及び省力化につなげてまいります。

自主的な防災活動や地域防災力の維持・強化に向けて、平時から地域の防災リーダーとして主体となっていく、活動いただく防災士の資格取得に向けた支援を行い、地域の防災力の強化を図ります。

また、能登半島地震を機とする自然災害への備えといたしましては、安心安全すまいる事業において、住宅の耐震診断や耐震改修、ブロック塀や旧耐震基準による木造住宅の除去などを進めてまいります。

少子高齢化や地球温暖化、頻発する自然災害といった社会環境の変化に対応した施策展開を図ってまいります。

これら重点施策への取組を含む令和6年度一般会計の予算総額は265億4,000万円、前年度と比較して9億6,000万円の増となっております。

歳入におきましては、固定資産税の増収を見込み、市税全体では、対前年2.6%の増額を見込んでおります。

臨時財政特例債を含む実質的な地方交付税におきましては、臨時財政対策債が大幅な減額となることから、前年と比較して1.2%の減額を見込んでおります。

歳出では、子ども医療費助成事業の増額、出産・子育て応援事業を拡充するほか、普通建設事業では、橋梁修繕事業や地区公民館施設整備事業、融雪施設整備事業を増額しております。

特別会計では、110億9,170万円、1.6%の減、企業会計では75億5,610万円、2.5%の減とし、全会計の予算総額は451億8,780万円、対前年比5億8,660万円、1.3%の増額としたところでございます。

以上、令和6年度予算案の概要と、重要施策及びその取組方針について申し上げます。

最後になりますが、今年の干支は、ひのえたつでありまして、たつは、十二支の中で唯一、想像上の動物で、天に上がる姿から、新たな出発や成長、活力に満ちた年とも言われております。そのような年において令和6年度は、市制施行20周年、市民会館開館50周年、フォッサマグナミュージアム開館30周年、北陸新幹線、えちごトキめき鉄道開業10周年など、節目の年を迎え、記念事業として明るい話題を届けるとともに、これまでの取組をまとめ上げ、次代につなげるスタートの年にしたいと考えております。

大震災に見舞われた年明けとなったことではありますが、市民の皆様寄り添い、アフターコロナや新しい生活スタイルに対応する中で、総合計画の重点施策の推進や官民連携して、新たな社会の動きに柔軟に対応し、市民が安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進めてまいります。

重ねてとなりますが、議会並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

質疑については、予算の大綱にとどめますよう、ご協力お願いいたします。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、議長を除く全議員の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、議長を除く全議員の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、利根川 正議員、阿部裕和議員、横山人美議員、新保峰孝議員、伊藤 麗議員、田原洋子議員、渡辺栄一議員、加藤康太郎議員、東野恭行議員、保坂 悟議員、田中立一議員、和泉克彦議員、宮島 宏議員、中村 実議員、近藤新二議員、古畑浩一議員、田原 実議員、以上17人を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました17人の議員を予算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

〈午後1時26分 休憩〉

〈午後1時39分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中、予算審査特別委員会が開かれ、正副委員長互選し、その結果が届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に、古畑浩一議員、副委員長に、横山人美議員、以上であります。

日程第7．議案第15号から同第20号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第15号から同第20号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第15号は、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、特別職報酬等審議会の答申を受けて、市長、副市長及び教育長の給与の額を改定いたしたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第16号は、糸魚川市市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、特別職報酬等審議会の答申を受けて、議会議員の議員報酬の額を改定いたしたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第17号は、糸魚川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給するための所要の改正を行いたいものであります。

議案第18号は、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第19号は、糸魚川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方自治法の改正に伴い、引用条項の整理を行いたいものであります。

議案第20号は、辺地に係る総合整備計画の策定についてでありまして、小滝辺地など5つの辺地の公共的施設を総合的に整備するため、令和6年度から3か年の計画を策定いたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第8．議案第21号から同第30号まで、同第40号及び同第41号

○議長（松尾徹郎君）

日程第8、議案第21号から同第30号まで、同第40号及び同第41号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第21号は、糸魚川市農村コミュニティ広場条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、農村コミュニティ広場に市振臨海公園を加えたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第22号は、糸魚川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、漁

港漁場整備法の改正に伴う引用規定の追加等を行い、及び県の土石採取料の改定に準拠いたしたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 23 号は、糸魚川市公共用財産管理条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、県の生産物採取料の改定に準拠いたしたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 24 号は、糸魚川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、県の道路占用料の改定に準拠いたしたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 25 号は、糸魚川市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、県の土石採取料の改定に準拠いたしたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 26 号は、糸魚川市海岸保全地区占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、県の土石採取料の改定に準拠いたしたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 27 号は、糸魚川市公営企業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方自治法の改正に伴い、引用条項の整理を行いたいものであります。

議案第 28 号は、糸魚川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給することといたしたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 29 号は、糸魚川市水道条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、水道法の改正に伴い、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 30 号は、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、カーボンニュートラル化対象ガスの供給を可能といたしたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 40 号、令和 5 年度水道事業会計補正予算（第 1 号）及び議案第 41 号、令和 5 年度下水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、国の補正予算に伴う官民連携導入検討に係る継続費を設定いたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第 9. 議案第 31 号から同第 38 号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第 9、議案第 31 号から同第 38 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第31号は、糸魚川市市税条例の一部を改正する等の条例の制定についてでありまして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づくシステムの全国標準化に伴い、市税を集合税方式から、単税方式に変更いたしたいため、所要の改正等を行いたいものであります。

議案第32号は、糸魚川市空き家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、引用条項の整理を行いたいものであります。

議案第33号は、糸魚川市保健センター条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、能生保健センターの用途廃止に伴い、当該施設に係る規定を削除いたしたいものであります。

議案第34号は、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の改定を行いたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第35号は、糸魚川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国の基準省令改正に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第36号は、糸魚川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援法の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国の基準省令改正に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第37号は、糸魚川市指定居宅介護支援法等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国の基準省令改正に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第38号は、糸魚川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国の基準省令改正に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第10．議案第39号

○議長（松尾徹郎君）

日程第10、議案第39号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第39号は、令和5年度一般会計補正予算（第9号）でありまして、歳入歳出それぞれ3億7,318万1,000円を追加いたしたいものであります。

歳出の主なものは、2款総務費では、一般管理費、職員人件費、基金積立金の追加、3款民生費では、社会福祉施設物価高騰対策事業、民営保育所等物価高騰対策事業の追加であります。4款衛生費では、医療機関物価高騰対策事業の追加、6款農林水産業費では、稲作振興事業、畜産振興事業の追加のほか、国の補正予算に伴う県営農地環境整備事業等の追加であります。8款土木費では、復興まちづくり道路改良事業のほか、国の補正予算に伴う融雪施設整備事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、繰越明許費の補正、債務負担行為の設定、地方債の補正は、第2表から第4表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によってご承知願います。

日程第11. 請願第1号

○議長（松尾徹郎君）

日程第11、請願第1号を議題といたします。

本定例会に受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第1号は、市民厚生常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

〈午後1時55分 散会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員